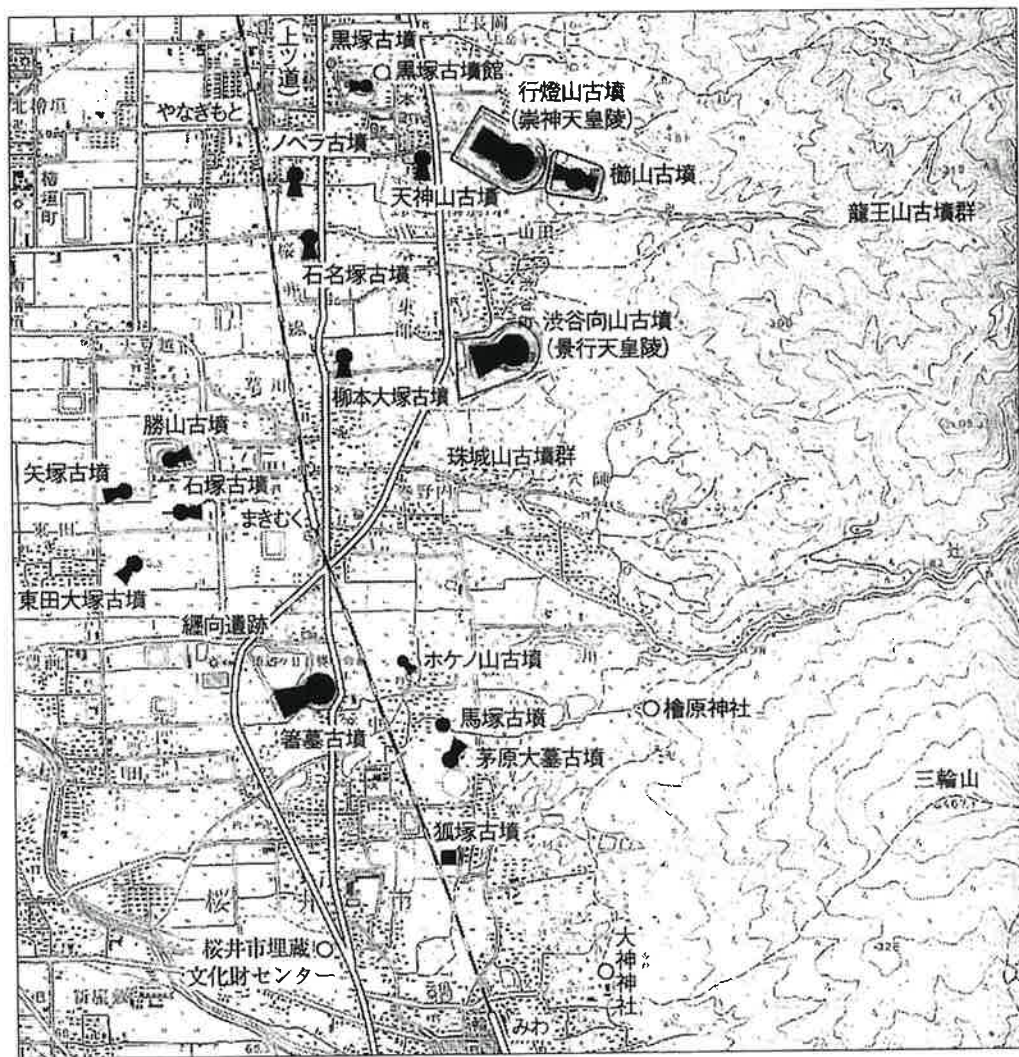
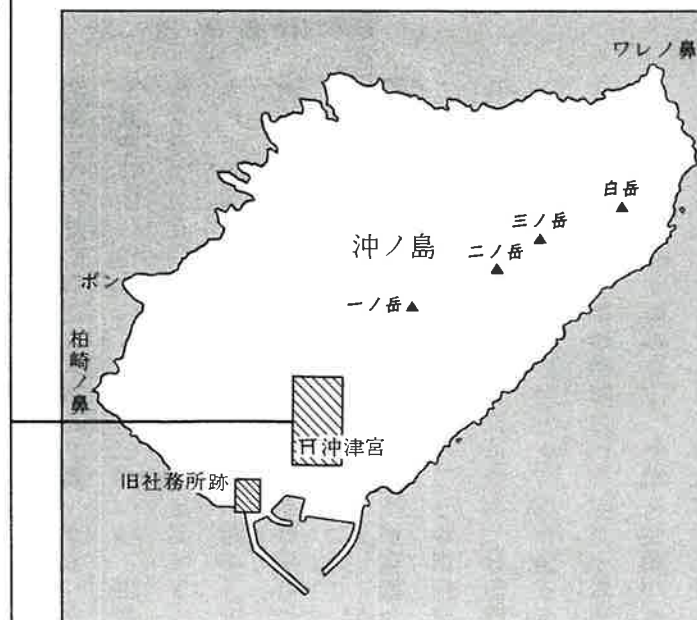
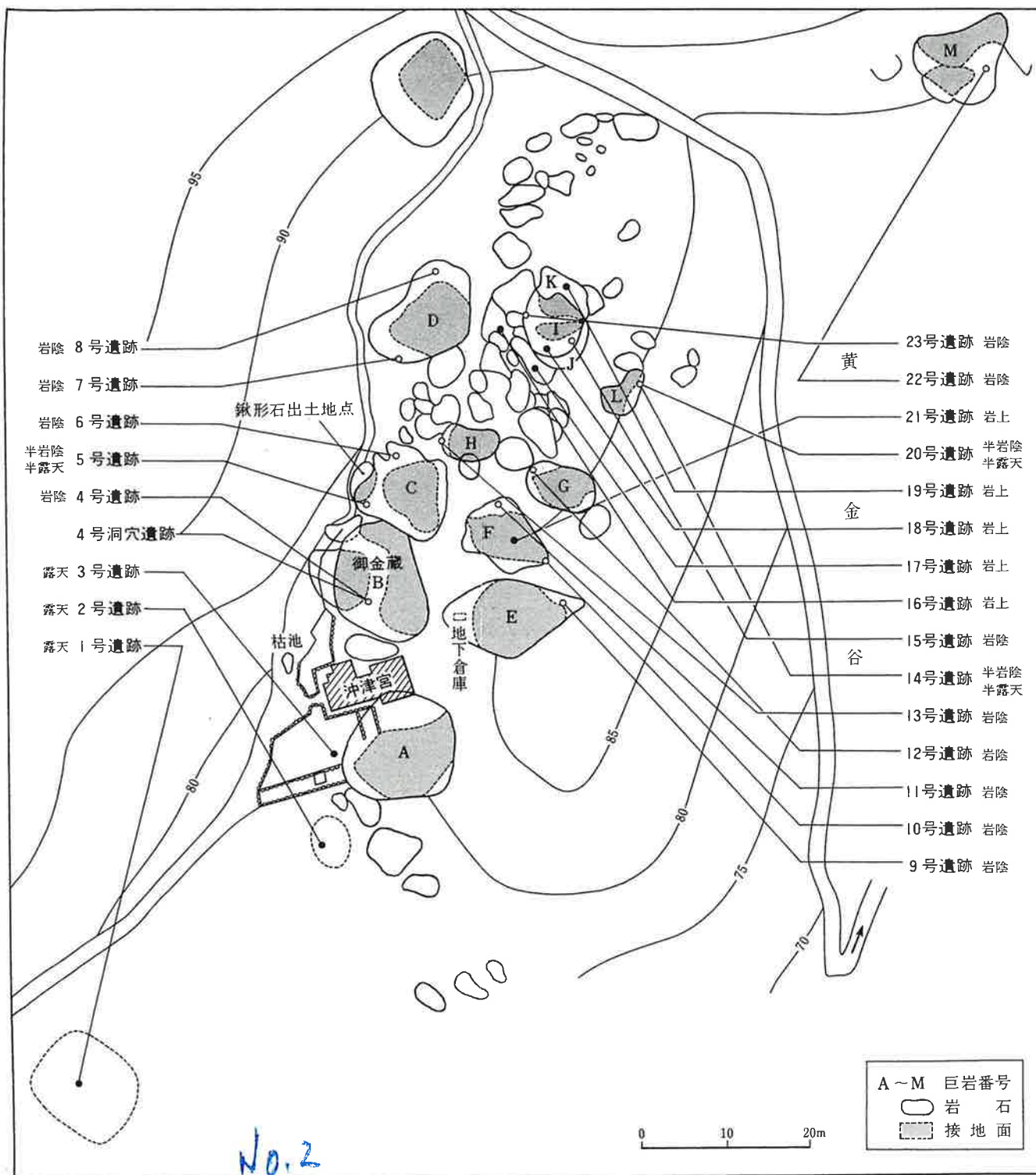




第17図 沖ノ島遺跡分布図と遺跡模型



「ケヤキの古名。『雄略記』歌謡に「百足<sup>ハヤシ</sup>なる都紀<sup>トキ</sup>が枝は。『新撰字鏡』に「機<sup>ハヤシ</sup>豆<sup>マメ</sup>支<sup>サ</sup>」。弓の材に用いられた。二地面すれすれでまた上にのびた。地に根づいたのではない。三溪流。四郡家<sup>郡家</sup>郡役所<sup>郡役所</sup>の庭。五『角川』に、ヤマトケケルの命の妃は弟橘姫であるが、記紀で「走水の海の場面だけに登場し、東国の命・橘の皇后とあるのも、大橋比売の命・橘の皇后とあるのも、東国におけるタチバナヒメの伝承の一異伝といふ。なお香島・行方の郡家に橘の木が植えてあることに注目してゐる。六『和名抄』に「提賀<sup>テカ</sup>。玉造町手賀<sup>テカ</sup>。七『茨城郡総記』ハ玉造町玉造の大宮神社。鹿島神社分祠。八『全書』に「当国風土記には、物品を列挙するの、器杖<sup>器杖</sup>、甲・弋<sup>甲・弋</sup>」「奉幣<sup>奉幣</sup>、大刀<sup>大刀</sup>、弓<sup>弓</sup>」「品宝<sup>品宝</sup>、弓・梓<sup>弓・梓</sup>」とする筆法がある。ここも「草木は惟・栗<sup>栗</sup>」と解した。二〇『本草和名』「和名抄」に「椎<sup>椎</sup>子<sup>子</sup>之比<sup>之比</sup>」。実は食用。二一『和名抄』に「茅<sup>茅</sup>智<sup>智</sup>」。『本草和名』に「茅根<sup>茅根</sup>。知乃<sup>知乃</sup>称<sup>称</sup>」。地下茎<sup>地下茎</sup>（茅根）は薬用。二二『和名抄』の郷名に「曾<sup>曾</sup>称<sup>称</sup>」。遺称地はないが、玉造町中央部一帯と推定される。二三短期間で廃されたらしく「延喜式」『和名抄』に見えない。『延喜式』の曾<sup>曾</sup>称<sup>称</sup>と同一とする説があるが、採らない。二四玉造町玉造の泉にあるが、採らない。二五他に見えない氏族名。武器製作に關係のある氏か。『安康紀』即位前正月「穴穂括箭<sup>穴穂括箭</sup>、輕括箭<sup>輕括箭</sup>」の括箭<sup>括箭</sup>の古訓、ヤハズ。矢筈は弓に矢をつがえる時、弓弦

が食い込む矢の端の部分。二六荒地地をきりひろく。『漢書』食貨志に「田多墾闢<sup>墾闢</sup>」。『万葉』に「我が比良可<sup>比良可</sup>むに」。二七奉る。『尚書』洛誥の疏に「獻<sup>獻</sup>、是奉上之辭<sup>奉上之辭</sup>」。『万葉』三三に「御酒多<sup>御酒多</sup>民麻都流<sup>民麻都流</sup>」。ハ夜刀はヤト。東国方言のヤチ・ヤツと同じで、山の谷合の湿地帯をいう。『大系』はヤツと訓むが、刀をツの仮名に使った確例がない。夜刀の神は蛇をさす。二八ささぎり防<sup>防</sup>。妨害する。『国語』周語下「不<sup>不</sup>防<sup>防</sup>川<sup>川</sup>」の注に「防<sup>防</sup>、障也<sup>障也</sup>。『説文』に「障<sup>障</sup>、隔也<sup>隔也</sup>」。『説苑』雜言に「障防而清<sup>障防而清</sup>」。二九底本「地」。『名義抄』に「地蛇<sup>地蛇</sup>（ハミ）」。三〇『大系』に「下の角折浜の条にも蛇に角があるとしてゐる」。三底本等率<sup>率</sup>の次に「紀<sup>紀</sup>字<sup>字</sup>」。引「地」此の誤字説が有力。私案は写本左行の「地」此の誤字を誤入した衍字とみて削り、四字句を整える。「率<sup>率</sup>は、ひきいる」。『左氏伝』宣公十二年「率<sup>率</sup>師以来<sup>率師以来</sup>」の注に「率<sup>率</sup>、將也<sup>將也</sup>」。三ふり返って蛇の姿を見た者があつた。三ふり返って。夜刀の神の分身を蛇の群れを殺し、追ひ払ったので、戦いの結末として夜刀の神本体に宣言する。三三山の登り口。内田忠賢説に「神の地」と「人の田を固定する地点であると同時に、祭祀を行なう場所となつてゐる。つまり山、山口での祭祀が人間の生活空間の安定を保証する」。三三「標<sup>標</sup>は、しるし。シメと訓む」。『播磨國』の御志<sup>御志</sup>（五三三）注（三）「税<sup>税</sup>は『名義抄』に「ウダチ」。天平宝字五年十二月、矢口公古人文書に「宇太知<sup>宇太知</sup>」二字。ウダチは建物の棟木をささえる木か。杖、柱、樹木などを垂直に立てて神の降臨を待ち、また土地占有のしるしとする古代の習俗。

常陸国風土記（行方の郡）

郡家南門、有二大槻。其北枝、自垂触<sup>垂触</sup>地、還聳<sup>還聳</sup>空中。其地、昔有<sup>昔有</sup>水之沢。今遇<sup>今遇</sup>霖雨、泞庭<sup>泞庭</sup>濕潦。郡側居邑、橘樹生之。

自郡西北、提賀里。古有<sup>古有</sup>佐伯、名手鹿。為<sup>為</sup>其人<sup>其人</sup>居、追著<sup>追著</sup>里。其里北、在<sup>在</sup>香島神子之社。社周山野地沃、艸木、椎・栗・竹・茅之類、多生。從此以北、曾尼村。古有<sup>古有</sup>佐伯、名曰<sup>名曰</sup>疏弥毗古。取<sup>取</sup>名著<sup>名著</sup>村。今置<sup>今置</sup>駅家。此謂<sup>此謂</sup>曾尼之駅。

古老曰、石村玉穗宮大八洲所馭天皇之世、有<sup>有</sup>人、箭括氏麻多智。献<sup>献</sup>自<sup>自</sup>郡西谷之葦原墾闢新治田。此時、夜刀神、相群引率、悉<sup>悉</sup>尽到来、左右防障、令<sup>令</sup>勿<sup>勿</sup>耕佃。俗云、謂<sup>謂</sup>蛇其形蛇身頭角。率<sup>率</sup>免<sup>免</sup>難時、有<sup>有</sup>見<sup>見</sup>人者、破<sup>破</sup>滅<sup>滅</sup>於<sup>於</sup>是、麻多智、家門<sup>家門</sup>子孫不<sup>不</sup>繼。凡<sup>凡</sup>此諸郡郊原、甚多所<sup>所</sup>住之。大起<sup>大起</sup>怒情、著<sup>著</sup>被<sup>被</sup>甲鎧之、自身執<sup>執</sup>仗、打殺<sup>打殺</sup>驅逐。乃至<sup>乃至</sup>山口、標税<sup>標税</sup>。

郡家の南の門に、大きな槻あり。その北の枝は、自づから垂れて地に触り、還、空中に聳えき。その地に、昔、水のめり。

郡家の南の門に、大きな槻あり。その北の枝は、自づから垂れて地に触り、還、空中に聳えき。その地に、昔、水のめり。

郡より西北のかた、提賀の里あり。古、佐伯あり、手鹿と名づく。その人居みし為に、追ひて里に著く。その里の北に、香島の神子の社在り。社の周りの山も野も地沃え、艸木、椎・栗・竹・茅の類、多に生ふ。此より以北に、曾尼の村あり。古、佐伯あり、名を疏弥毗古と曰ふ。名を取りて村に著けき。今、駅家を置く。此を曾尼の駅と謂ふ。

古老の曰へらく、石村の玉穗の宮に大八洲所馭しめし天皇のみ世に、人あり、箭括の氏麻多智といふ。郡より西の谷の葦原を墾闢きて新たに治りし田を献けき。この時、夜刀の神、相群れ引き率て、悉く<sup>悉く</sup>に到り来て、左右に防障へて耕ゆることなからしむ。俗云はく、蛇を謂ひて夜刀の神と為す。その形蛇の身にして頭に角あり。率めて難を免る時に、見る人あらば、家門を破滅し子孫継がず。凡てこの郡の側の郊原に、甚多に住めり。ここに、麻多智、大く怒りの情を起こし、甲鎧を著被け自身ら仗を執り、打ち殺し驅逐ひき。すなはち山口に至り、標の税

郡の役所の南の門に、大きな槻の木がある。その北の枝は、自然に垂れ下がって地面に触れ、そこでまた、反りかえって空中に聳えている。その地に、昔、溪流があつた。今も長雨に遇うと、郡役所の庭に水たまりができる。郡役所の側の村里に、橘の樹が生えてゐる。

郡の役所の南の門に、大きな槻の木がある。その北の枝は、自然に垂れ下がって地面に触れ、そこでまた、反りかえって空中に聳えている。その地に、昔、溪流があつた。今も長雨に遇うと、郡役所の庭に水たまりができる。郡役所の側の村里に、橘の樹が生えてゐる。

郡役所から西北の方に、提賀の里がある。ずつとむかし、佐伯がいて、手鹿という名であつた。その人が住んだために、後から里に名をつけた。その里の北に、香島の神子の社がある。社の周りの山も野も土が肥え、草木は、椎・栗・竹・茅の類が、い

つばい生えてゐる。ここから北に、曾尼の村がある。遠いむかしに、佐伯がいて、名を疏弥毗古と言つた。その名を取つて村名につけた。今、駅家を置いてゐる。これを曾尼の駅という。

古老が言つたことは次のようである。石村の玉穗の宮で天下をお治めになった天皇（継体天皇）のみ世に、ひとりの人物がいた。箭括の氏麻多智という。郡役所から西の谷の葦原を切り開いて新たに開墾した田を献上した。この時、夜刀の神が、相群れ引き連れて、仲間全部がやつてきて、あれこれと妨害をし、田の耕作をさせなかった。（土地の言葉で、蛇のことを夜刀の神と言つてゐる。その形は蛇の体で頭に角がある。家族を引き連れて危険から逃れる時に、ふり返つて蛇を見る者があると、一族を滅ぼし、子孫が後を継がなくなる。いったいこの郡役所の側の郊原には、ひじょうにたくさん棲んでゐる）こういう状況にあつて、麻多智は、はげしく怒りの感情を起こし、甲鎧を身につけ、自分自身が仗を手持して、打ち殺し追ひ払つた。そこで山の登り口に来て、境界のしるしの柱を

一言靈言信仰により、言葉が発して宣り分けることで表現を期す行爲。  
 二 ゆるす。許容する。『呂氏春秋』知士三月而聽の注に「聽ハ許ナリ」。『武烈紀』即位前、歌謡に「瑜歴世」とや御子。  
 三 神に仕える者。山城の国祝園を「崇神記」に「波布理曾能」と表記。  
 四 玉造町新田にある夜刀神社とされる。  
 五 文末の「者」は、後置詞。引用の終結を示す。『全書』に「とへり（者）は古老の曰ひしく承けてゐる」。  
 六 神社用の田を開墾し、経営に資した。七行方郡を建てた人。一三七二注。  
 八 底本「椎樹」とする。「椎樹説」も、下文と同じく「椎株」とする。「椎樹説」もある。ハ蛇の大群が椎の木に登った話は、池の築造が下流の民にとって有利な者と不利になる者とが生じたことの象徴か。それを大声で威嚇し、強引に実行した。『万葉』三三三に「大夫の思ひ多鶏備けて」。  
 九 むりやり約束する。『公羊伝』莊、十三「要盟可犯」の注に「臣約其君曰要」。麻多智が夜刀の神にした宣言をさす。  
 一〇 風俗教化。ここは天皇の徳化。皇化。  
 一一 毛詩「幽風、七月序に「先公風化之所由」。「景行紀」四十年七月、末「梁王化」の「王化」の古訓、ミオモムケ。  
 一二 三公の労役。ここでは池の堤を築く土木工事に徴発された人々。『賦役令』には「凡そ正丁の歳役は十日。『万葉』三〇に「藤原宮之役民作歌」。「仁徳紀」十一年是歲、則勞於是役」の「役」の古訓、エダチ。

置「界堀」、告「夜刀神」云、「自此以上、聴為神地。自此以下、須作人田。自今以後、吾為神祝、永代敬祭。冀勿崇勿恨、設社初祭者。即還、發耕田一十町余、麻多智子孫、相承致祭、至令不絶。」  
 其後、至難波長柄豊前大宮臨軒天皇之世、壬生連鷹、初占其谷、令築池堤。時、夜刀神、昇集池辺之椎株、經時不去。於是、鷹、舉声大言、「令修此池、要盟活民。何神誰祇、不從風化」。即、令役民云、「目見雜物、魚虫之類、無所憚懼、隨打殺」。言了、神蛇避隱。所謂其池、今号「椎井」也。池西椎株。清泉所出、取井名池。即、向「香島」陸之馭道也。  
 郡南七里、男高里。古有「佐伯小高」為其居處、因名。国宰当麻大夫時、所築池、今存「路東」。自「池西山」、

を界の堀に置いて、夜刀の神に告げて云ひしく、「此より以上は、神の地と為すを聴す。此より以下は、人の田を作るべし。今より以後、吾れ神の祝と為りて、永代に敬ひ祭らむ。冀は

界の堀に立て、夜刀の神に告げて言ったことには、「ここから上は、神の地とするのを認めよう。ここから下は、人の田を作るべきである。今から後、わたしが神主となつて、永く後代までうやまい祭ることにする。どうかたたらないでくれ、恨まないでくれ」といつて、神社を作つて初めて夜刀の神を祭つた、という。そして、また、耕田十町余りを開墾し、麻多智の子孫が、代々受け継いで祭を行つて、今になつても続けられてきた。

その後、難波の長柄の豊前の大宮で天下をお治めになつた天皇（孝徳天皇）のみ世になつて、壬生の連鷹

三 神を無条件に恐れていた時代から、魚虫の類などを排除して、選別した神のみを礼拝する時代への推移がうかがわれる。  
 四 はばかる。『毛詩』大雅、雲漢我心惴惴也。『雄略紀』二十三年八月、已為百姓所憚の「憚」の古訓、ハバカラ。  
 五 おそれる。『説文』に「懼、恐也」。『垂仁紀』五年十月、一則以懼、一則以悲の「懼」の古訓、オソリ。  
 六 「応は説文に「当也」。「応時」でたちまちの意。『文選』与「楊德祖」書に「有不善応時改定」。「万葉」三三三に「應とぎす鳴きし登時」。  
 七 遺跡地はない。玉造町泉の井泉説、麻生町藤井久保の笹池説。同町行方の椎池説などがある。  
 八 「講談社」に「椎の木に蛇神の群がった」とにちなむのではなく、清泉（井）にちなんで池の名とした、の意。  
 九 「大系」に「霞が浦北浦」を渡つて鹿島郡の地に至るのてなく、陸路で鹿島郡の地に至る馬の通る公の通道。  
 一〇 「和名抄」郷名に「小高」。麻生町小高が遺跡地。  
 一一 「佐伯」一三七六注・九七六注。  
 一二 常陸国守。『応神紀』三年十一月、海人之宰の「宰」の古訓、ミコトモチ。天皇の御言を承り、派遣された国の政治を行う官。  
 一三 経歴・名など不明。当麻氏は「天武紀」十三年十月に「守山公」当麻公・賜姓曰「真人」と。『姓氏録』に「当麻真人。用明の皇子、鷹古の王の後也。日本紀に合へり」。  
 一四 麻生町小高の池。

くはな崇りそ、な恨みそ」といひて、社を設け初めて祭りきといへり。すなはち還、耕田一十町余りを発ぎ、麻多智の子孫、相承けて祭を致して、今に至るも絶えず。  
 その後、難波の長柄の豊前の大宮に臨軒しめし天皇の御世に至り、壬生の連鷹、初めてその谷を占め、池の堤を築かしめし時に、夜刀の神、池の辺の椎の株に昇り集ひて、時を経れども去らざりき。ここに、鷹、声を挙げて大言ひしく、「この池を修めしめ、要盟て、民を活かさむとす。何の神誰の祇ぞ、風化に従はざる」と言ひき。すなはち、役の民に令りて云ひしく、「目に見ゆる雑の物、魚虫の類は、憚り懼ることなく、隨に打ち殺せ」といふ。言了、すなはち神しき蛇避り隠りき。謂はゆるその池を、今に椎の井と号く。池の西に椎株あり。清泉出づれば、井を取りて池に名づく。すなはち、香島に向かふ陸の馭道なり。  
 郡の南七里に、男高の里あり。古、佐伯小高といふものあり。その居處為れば、因りて名づく。国の宰、当麻の大夫の時に、築ける池、今も路の東に存り。池より西の山は、

が、初めてその谷を占有して、池の堤を築かせた時に、夜刀の神が、池の辺の椎の木に昇り集まつて、いつまでたつても立ち去らなかつた。そこで、鷹が、大声をあげて叫んだことには、「この池を営ませ、（いつぱう汝らに）約束をさせて、人々を死から救おうとしているのだ。どこの何という神が、皇化に従わないのか」と言つた。ただちに、課役に來ている民に命じて言つたことには、「目に見えるさまざまの物、魚や虫の類は、遠慮することなく、ことごとく打ち殺せ」といつた。言い終わるやいなや、あやしい蛇はその場を去り隠れてしまつた。ここに言つたその池は、今、椎の井と名づけている。池の西に椎の木がある。清い泉が出るので、井の字を取り入れて池に名づけた。これは、香島に向かう陸の馭道である。  
 郡の役所の南七里に、男高の里がある。ずっとむかしに、佐伯小高という者がいた。その居所であつたので、それによつて名づけた。国守が当麻の大夫の時に、築いた池が、今も路の東に残っている。池から西の山は、

二日間。その実、壬申の乱は約一か  
月続いている。三邪惡の氣、妖氣。  
以下は乱が平定したことを記す。  
三戰いをやめたことをいう。周の  
武王の故事による。三勝って心お  
ごらず、やわらかくこと。以下は大海  
人皇子が都に凱旋したことを記す。  
「華夏」都邑にも帝都の意。  
三木星が二十八宿の一である昴星  
星、すなわち西の方角に宿る星。西  
の年、西方は西の方角。三十二律  
の第一、月に當てると月。天武天  
皇は癸酉の年(六三)二月二十七日に  
淨御原で即位した。古く古代中国の  
五帝の一である黄帝。三周の文王  
または武王。三天子たることとし  
るの意で、三種の神器をさす。  
三皇統。天つ日繼のこと。天國  
の八方の果て。「八紘」「八表」と同  
じ。元以下、天武天皇の政治がよ  
くて陰陽の二氣と五行木・火・土・  
金・水の運行が正しく、乱れな  
いことをいう。

一神道。天武天皇は敬神の心あつく  
神祇祭祀の復興に力を尽くした。  
二英知が海のように広大なこと。  
三心が鏡のように明るく輝くこと。  
四歷代天皇の名・后妃・皇子女・皇  
居から重要な事跡・宝算・山陵に至  
るまでの、系譜を中心にした記録。  
後出「帝皇の日繼」「先紀」も同じ。  
五神話・伝説・歌謡などを内容とし  
た伝承。記録されたものと口誦され  
てきたものとがあったと思われ。  
後出「先代の旧辞」「旧辞」も同じ。

六国家組織の根本原理。七天皇政  
治の大本。八天皇・皇族に近侍し  
て雑事をつかさどる。普通は男性で  
あるが、女性の舍人ひめとむもあ  
ったとする説がある。九「姓」は「氏」  
に近い用法。神田氏は天字受売命  
の孫の猿女君の一族。猿  
女氏は天系相統の氏で宮中に出仕し  
その本貫は伊勢・志摩で、大和に移  
ってから神田と称した。一〇暗誦と  
解する説と古記録(帝紀や旧辞)の訓  
読と解する説とがある。「誦」は節を  
つけて読む意。「習」は繰り返して慣れ  
る意に用いられる点から、古記録を  
見ながら古語で節をつけ、繰り返して  
朗誦する意に解すべきであろう。

二元明天皇をさす。三「侯王、一  
ヲ得テ天下ノ貞ト為ル」(老子)によ  
る。「一」は天子としての徳をいう。  
三三・地・人の三才。三四紫微星  
(北極星)の居所の意で、皇居のたと  
え。五次の「化は船の頭の」と対  
句。「延喜式」祝詞の祈年祭「舟の櫓」  
の至り留まる極み。馬の爪の至り留  
まる限りによる。六古代中国の  
黄帝がいたという、洛水のほとりの  
石室の名。前出「紫宸」に照応して、  
皇居のたとえ。七太陽の輝きが空  
に重なるように見えることで、瑞祥  
の一。重光。八雲がまるで煙のよ  
うに空にたなぐくことで、瑞祥の一。  
非煙。九別な幹の枝がくっついて一  
つになったものを「連理の枝」、一  
本の茎に穂がたぐさんついた穀物を  
「嘉禾」という。一〇史官。天子の

乗り、五行の序を齊へ、神理を設けて俗を奨め、英風を敷き  
て国を弘めたまひき。重加、智海浩汗として、潭く上古を  
探り、心鏡煒煌として、明に先代を親たまひき。  
是に天皇詔りたまはく、「朕聞く、諸家の賈たる帝紀及び  
本辭、既に正実に違ひ、多く虚偽を加ふと。今の時に當りて  
其の失を改めずば、未だ幾年をも経ずして其の旨滅びなむと  
す。斯れ乃ち邦家の経緯、王化の鴻基なり。故、惟れ帝紀を  
撰録し、旧辭を討覈して、偽を削り実を定めて、後葉に流  
むと欲ふ」とのりたまひき。時に舍人有り、姓は神田、名は  
阿礼、年は是れ廿八。人と為り聡明にして、目に度れば口に  
誦み、耳に払るれば心に勒す。即ち阿礼に勅語して、帝皇の  
日繼と先代の旧辭とを誦み習はしめたまひき。然れども運移  
り世異りて、未だ其の事を行ひたまはざりき。

擊飛鳥清原大宮御三八大州天皇御世、潜龍体元、沛雷応期。  
聞三夢歌二而相纂業、投三夜水而知承基。然天時未臻、蟬  
蛻於南山、人事共給、虎歩於東國。皇輿忽駕、凌度山川、六  
師雷震、三軍電逝。杖矛拳威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦  
解。未移浹辰、氣沍自清。乃放牛息馬、愷悌歸於華夏、卷  
旌戢戈、傳詠停於都邑。歲次大梁、月曜俠鐘、清原大宮昇  
即天位。道軼軒后、德跨周王。握乾符而總六合、得天  
統而包八荒。乘三氣之正、齊五行之序、設神理以奨俗、  
敷英風以弘國。重加、智海浩汗、潭探上古、心鏡煒煌、明  
親先代。  
於是天皇詔之、朕聞、諸家之所賈帝紀及本辭、既違正実、多  
加虚偽。當今之時、不改其失、未幾幾年、其旨欲滅。斯  
乃邦家の経緯、王化之鴻基焉。故惟撰録帝紀、討覈旧辭、削  
偽定実、欲流後葉。時有舍人、姓神田、名阿礼、年は廿八。  
為人聡明、度目誦口、私耳勒心。即勅語阿礼、令誦習  
帝皇日繼及先代旧辭。然運移世異、未行其事一矣。

伏して惟ふに、皇帝陛下、一を得て光宅し、  
『古事記』の完 三に通じて亭育したまふ。紫宸に御して徳  
成 は馬の蹄の極まる所に被び、女扈に坐して  
化は船の頭の遠ぶ所を照したまふ。日浮びて暉を重ね、雲散  
りて烟に非ず。柯を連ね穂を并す瑞、史書することを絶たず、  
烽を列ね訳を重ねる貢。府空しき月無し。名は文命よりも高  
く、徳は天乙にも冠りたりと謂ひつべし。

吉野山に隠して出家なさいましたが、やが  
て人々も多く集まりましたので、近江朝と  
戦うために東国へ威風堂々と進軍なさった  
のです。皇太子の乗られた輿は吉野の宮を  
たちまちのうちに御出ましになり、山を越  
え川を渡り、その御軍は雷のように威を振  
るい、御子の高市皇子の軍は稲妻のように  
進みました。御軍のもつ武器が威力を現わ  
しますと、勇猛な兵士は煙の如くに諸方か  
ら起こり、御軍のしるしの赤い旗が兵器を  
輝かしますと、敵軍は瓦が一時に崩れたよ  
うに散れ散りました。まだ十二日もたたな  
いうちに妖気はおのずからしずまり、乱は  
平定されたのです。そこで戦いに用いた牛  
や馬をもとの山野に放って休息させ、皇太  
子と御軍は心おごらず安らかに大和にお帰  
りになり、旗を巻き武器を納め、歌い舞う  
喜びのうちに飛鳥の都におどまりになり  
ました。こうして西の年の二月に淨御原の  
大宮で即位なさいました。そのご政道は  
中国の黄帝よりもすぐれ、そのご聖徳は周  
の文王・武王よりもまさっていらつしやい  
ました。三種の神器を承け継がれて天下を  
統治し、天つ日繼の御位にましまして遠い  
隅々の国をも残らず統合なさいました。天  
皇の政治は陰陽五行の運行が正しく行なわ  
れ、わが国固有の神の道を復興して良俗を  
奨励し、すぐれた徳風を行きわたらせて、

その及ぶ国の範囲を広められました。それ  
ばかりではなく、海のように広大な英知は  
上古の事跡を深くきわめ、鏡のように輝く  
御心は先代の事跡をご明察になられました。  
ここにおいて天皇は、「私が聞くところ  
によると、諸家で承け伝え持っている帝紀  
と旧辭は、すでに真実と違い、偽りを多く  
加えているとのことである。今この時に  
おいて、その誤りを改めないならば、幾年も  
たたないうちに、その本旨は滅びてしま  
うであろう。この帝紀と旧辭は、すなわち  
国家組織の根本となるものであり、天皇政治  
の基礎となるものである。そこで帝紀を  
書物として著わし、旧辭をよく調べて正し、  
偽りを除き真実を定めて、後世に伝えよう  
と思う」と仰せられました。この時、舍人  
がおりまして、その氏は神田、名は阿礼と  
申し、年は二十八歳でありました。生まれ  
つき賢く、一度見た文章はよく暗誦し、一  
度聞いた話は心にとめて忘れることがあ  
りません。そこで天皇は阿礼に仰せ下され  
て、帝皇の日繼と先代の旧辭とを誦み習わ  
せられたのです。しかしながら天武天皇は  
崩御され、時勢が移り変わって、まだその  
撰録の事業を完成なさるまでには至りませ  
んでした。

「三」謹んで思いますに、今上陛下は天子と